水仙

ハンズ通信

編集発行
㈱ハンズホールディングス
〒860-0811
熊本県熊本市中央区本荘6丁目8-7
TEL. 096（375）4340
FAX. 096（375）4341

12月（師走）DECEMBER

23日・天皇誕生日

日		10	24
月		11	25
火		12	26
水		13	27
木		14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	
火	5	19	
水	6	20	
木	7	21	
金	8	22	
土	9	23	

12月の税務と労務

国　税／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時

国　税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日

国　税／11月分源泉所得税の納付
12月11日

国　税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　1月4日

国　税／4月決算法人の中間申告
1月4日

国　税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　1月4日

地方税／固定資産税・都市計画税（第3期分）の納付
市町村の条例で定める日

労　務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント　年々減少する酒類自販機

未成年者の飲酒防止のため、購入者の年齢を確認できない従来型酒類自動販売機の撤廃を進めていることから、酒類自販機全体の設置台数が年々減っています。国税庁によると、平成８年当時、約18万６千台あった酒類自販機は29年４月現在、改良型も含め約１万７千台（うち従来型は約３千台）となっています。

ベンチャー企業への支援

ベンチャー企業の起業を検討している者ですが、日米のベンチャー企業への支援の違いや日本のベンチャー企業の課題、支援制度について教えてください。

◎低い開廃業率

日米の時価総額上位一〇〇社の創業時期をみると、日本では八割が一九五〇年以前に創業されています。一方、米国では社齢の若い企業も時価総額上位に位置しています。

日本企業の開業・廃業率は、五％前後と、米国に比べると低位で推移しています。開業率は二〇一〇年代に入りやや上昇していますが、景気の持ち直しが影響していると考えられ、国が目標とする一〇％には依然として隔たりがあります。

VC（ベンチャーキャピタル）等の投資回収手段としては、新規株式上場やM&Aがありますが、新規上場件数についてもリーマンショック後の落ち込みから回復しているものの、まだ以前の水準には戻っていません。

M&Aの件数も最近増加していますが、年間数十社にとどまっています。日本でのベンチャー、M&Aの拡大を制約している要因としては、買い手側の大企業による投資判断が慎重であり、相手の今後の価値を評価して思い切った価格で買収するような決定を行っていない点なども指摘されています。

米国は、シリコンバレーに投資が集中していますが、これはM&Aを活発に行う大企業が集まっていることや豊富な人材や世界トップクラスの大学群が存在しているなど、人・物・金の面で環境が整っていることが要因といえます。

◎起業の機会や自己能力

日本では、ベンチャー企業を起こす機会が訪れると思う人の割合が欧米と比べて極めて低くなっています。また、ベンチャー企業を起こすのに自分が必要な能力を持っていると感じている人の割合も低くなっています。

日本の起業活動が低調な理由の一つとして、自信のなさが見えてきます。企業活動の活性化には、教育の場などでビジネスを自ら考え、運営するプロセスの中で成功体験を積み、自己への自信を高めることも重要です。

また、日本では失敗への恐怖の割合が欧米と比べて非常に高いものとなっています。これは、日本の場合、企業（主に大企業）に就職すれば解雇のリスクが低く、安定的な収入が得られるためです。

◎社会的評価

日本では、ベンチャー企業を起こすことについて、望ましい選択として捉えていない割合が多くなっています。成功しても高い社会的評価があると考える割合が諸外国に比べて低くなっています。

多くの人が、起業というキャリアを必ずしも肯定的に捉えていない傾向にあります。わが国の開業率が低い理由についてのアンケート結果からも、「起業した場合に生活が不安定になる」、「個人保証の問題」など、起業に失敗した場合に最低限の生活を保障するセーフティネットが整備されていないことが起業意欲を妨げています（図表参照）。

こうした不安に対しては、資金の借入時に経営者の個人保証を求める慣行の見直しに加え、倒産時の経営者へのサポートなどセーフティネットの構築が必要です。

◎起業意欲向上のためには、金銭面と社会的評価が必要

米国、特にシリコンバレーでの起業活動が活発な背景には、金銭的な要因と社会・価値観的な要因の二つがあります。

もともと、新規開業や大企業によるM&Aなどが積極的なことから、これを見据えてVCも投資を増やし、VCからの資金調達が容易になることから、良質なベンチャーが増えており、金銭的な好循環となっています。

良質なベンチャーが増えるこ

起業の段階ごとに抱く不安

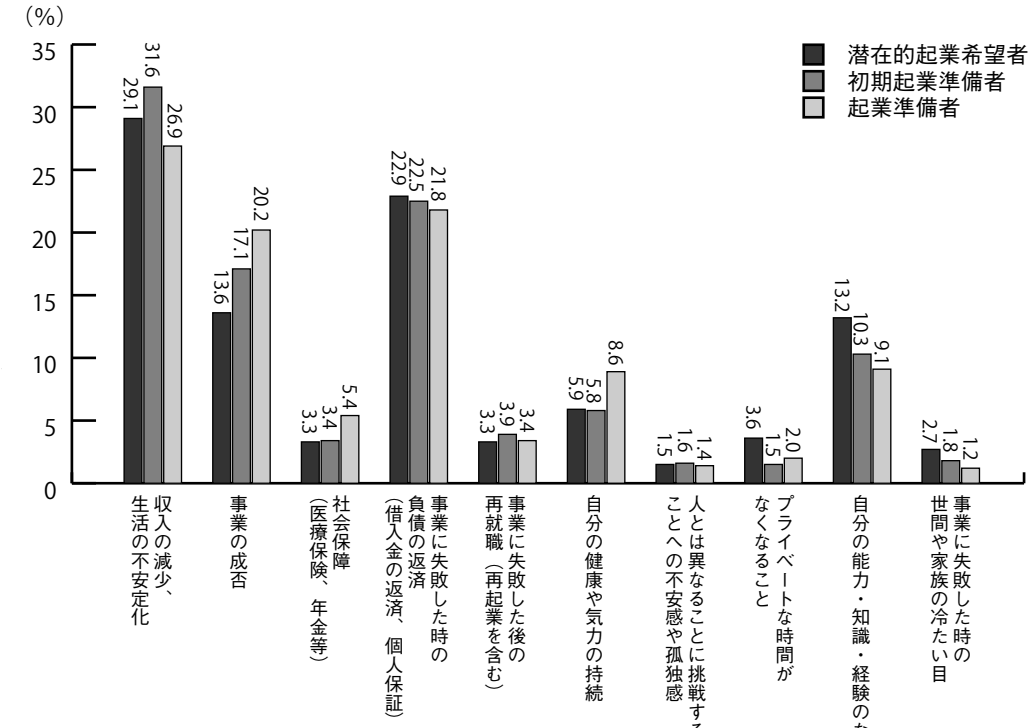

資料：中小企業庁委託「日本の起業環境及び潜在的起業家に関する調査」
（2013年12月、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱）

とで、社会・価値的な側面で起業がキャリアの選択として良いものであるという認識が生まれます。失敗した起業家も積極的に雇用されるようになります。そうすれば失敗の恐怖が薄まり、起業意欲に繋がります。これが社会・価値的な好循環となっています。

日本でも大企業によるM&Aの流れが徐々に加速し、ベンチャー創出の好循環が少しずつ形成されてきています。

資金面のバックアップに加え、起業に挑戦することへの心理的抵抗を和らげ、周囲もバックアップする社会にしていくことが必要です。

起業経験のある人の能力を評価することで、起業家が大企業、VC、ベンチャー、大学などを当たり前に行き来しながら次の活発な社会を作っていくことが望まれます。

◎課　題

日本のベンチャー企業の課題としては、

1．起業スキルの不足
2．起業家を育てる文化の欠如
3．グローバル級ベンチャー企業の不在
4．資金力に乏しいベンチャーキャピタル
5．機関投資家不在の新興株式市場
6．IPO至上主義からの脱却

などです。

支援制度については、各省庁、都道府県、市町村などにありますので、各窓口でご相談ください。

例えば中小企業庁では、

①創業意識の喚起・人材育成に対する支援
②ビジネスマッチングのための支援
③中小企業支援センターによる支援
④資金面での支援
・間接金融による支援
・直接金融による支援
・助成金による支援
⑤人材確保などに関する助成金
⑥税制による支援
⑦組合創業に関する支援
⑧技術開発に関する支援

このような支援策がありますので、上記の各機関に相談してみましょう。

平成二十九年分 年末調整のポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について、納めなければならない税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

◎ 平成二十九年分の留意点

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

平成二十九年度税制改正で配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件が大きく改正されていますが、適用時期は平成三十年分以後の所得税及び平成三十一年度以降の住民税からとなりますので、本年は影響ありません。

2 マイナンバーの収集登録

年末調整のマイナンバー対応は平成二十八年分から始まっていますが、本年は二年目に入り、社会的に認知されてきているので、漏れなく実施したいものです。また、一月の支払調書にもマイナンバーの記載が必要なので、昨年よりも精度を高めましょう。

マイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と身元確認が必要とされています。

本人確認は、原則として、

①個人番号カード（番号確認と身元確認）

②通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

③個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

のいずれかの方法で行います。

ただし、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できるときは身元確認のための書類の提示は不要とすることも認められています。

※従業員の扶養家族については、従業員が事業主に対してその扶養家族のマイナンバーの提供を行うこととされているため、従業員は個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行う必要があります。この場合、事業主が、扶養家族の本人確認を行う必要はありません。

表１　年末調整対象者の選別（主な例）

年末調整の対象となる人	次のいずれかに該当する人 ⑴　１年を通じて勤務している人 ⑵　年の中途で就職し、年末まで勤務している人 ⑶　年の中途で退職した人のうち、次の人 ①死亡により退職した人 ②著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人
年末調整の対象とならない人	次のいずれかに該当する人 ⑴　上欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 ⑵　２カ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

表２　所得控除額一覧表（抜粋）

【社会保険料控除額】
支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

【小規模企業共済等掛金控除額】
（独）中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金（旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

【生命保険料控除額】

保険等の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高５万円	最高４万円	最高４万円
個人年金保険料	最高５万円	最高４万円	最高４万円
介護医療保険料	－	最高４万円	－
合計適用限度額	最高 12 万円		

※旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年１月１日以後に締結した保険契約等

【地震保険料控除額】

（地震保険料の額（最高 50,000 円））＋（旧長期損害保険契約の支払保険料
① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額
② 10,000 円を超える場合
……支払保険料× 1/2 ＋ 5,000 円
（最高 15,000 円））

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額（最高 50,000 円）

障害者控除額	障害者１人につき……270,000 円 特別障害者１人につき……400,000 円（同居特別障害者の場合 750,000 円）
寡婦（寡夫）控除額	270,000 円（特別の寡婦は、350,000 円）
勤労学生控除額	270,000 円

配偶者控除額

一般の控除対象配偶者	380,000 円
老人控除対象配偶者	480,000 円

配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満	30,000 円～380,000 円

扶養控除額

一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円
	23 歳以上 70 歳未満	
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
	同居老親等	580,000 円

基礎控除額　380,000 円

※　控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 38 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。

※　特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成７年１月２日から平成 11 年１月１日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。

※　老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 23 年１月１日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。

※　同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

※　同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

労働者派遣事業の切替

届出制から許可制へ

平成二十七年九月三十日（以下「施行日」）の改正労働者派遣法により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。

ただし、施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいた事業主は、平成三十年九月二十九日までは、許可を得ることなく引き続き改正前の特定労働者派遣事業に相当する事業（以下「特定労働者派遣事業」）を行うことを可能とする経過措置が設けられています。

経過措置の対象となる特定労働者派遣事業の事業主が、平成三十年九月三十日以降も継続して労働者派遣事業を営むには、新たに許可申請を行い、許可を得る必要があります。

今回は、特定労働者派遣事業（届出制）から許可制の労働者派遣事業への切替についてお伝えします。

一　届出制と許可制の相違点

届出制による特定労働者派遣事業と許可制による労働者派遣事業の相違点のうち、主なものを掲げます。

㈠ **特定労働者派遣（届出制）**

① 派遣労働者の範囲…常用雇用労働者のみを派遣

② 更新手続…不要

③ 資産要件…なし

④ 事業所の面積要件…なし

⑤ 事業開始までの期間…届出後即日

⑥ 派遣元責任者…派遣元責任者講習の受講および雇用管理経験不要

⑦ 職務代行者の選任…不要

㈡ **労働者派遣事業（許可制）**

① 派遣労働者の範囲…常用雇用労働者とそれ以外の労働者（登録型や臨時の者など）を対象として派遣

② 更新…最初の許可有効期間は三年、以後五年ごと更新

③ 資産要件…あり（例　基準資産額二千万円以上等）。常時雇用している派遣労働者が十人以下の中小企業事業主に対しては、当分の間の措置として、基準資産額を一千万円以上とする等の配慮措置が設けられています。

④ 事業所の面積要件…おおむね二〇平方メートル以上

⑤ 事業開始までの期間…許可申請後、最短で二か月程度（事業所所在地の労働局にお問い合わせください）

⑥ 派遣元責任者の要件…許可申請の受理日前三年以内の派遣元責任者講習の受講、三年以上の雇用管理経験等

⑦ 職務代行者の選任…必要

⑧ 申請手数料…一事業所一二万円分の収入印紙、二事業所目以降は一事業所ごとに五万五千円分の収入印紙

⑨ 登録免許税…九万円の納付

二　事前準備

㈠ **必要書類の準備**

① 提出書類

切替手続きに必要とされるのは次の書類です。

・ 労働者派遣事業許可申請書（様式第一号）

・ 労働者派遣事業計画書（様式第三号等）

厚生労働省または都道府県労働局のホームページからダウンロードすることができます。

② 添付書類

添付書類として用意するものがあります。

法人または個人のいずれかにより添付するものが異なっており、ここでは法人の場合に添付する書類の一部をご案内します。

・ 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書

・ 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し

・ 法人税の納税証明書

・ 就業規則または労働契約書等のうち一定事項（例えば、教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、賃金を支払うことを原則とすることを規定した部分など）を記載した箇所の写し

・ 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引等

・ 派遣元責任者の住民票の写

し

・　個人情報適正管理規程

㈱　添付書類の省略

定款、登記事項証明書、役員の住民票の写しおよび履歴書は、派遣許可申請の際の添付書類とされていますが、特定労働者派遣事業からの切替の場合は省略することができます。

㈡　派遣元責任者

①　派遣元責任者講習

派遣元責任者は、所定の派遣元責任者講習を受講している必要があります。

厚生労働省のホームページに、「派遣元責任者講習の日程及び講習機関等について」として公開されていますので日程、申込み先等をご確認ください。

②　派遣元責任者の業務

派遣元事業主は、派遣元責任者に次の業務を行わせます。

・　派遣労働者であることの明示（例　労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ派遣労働者となる旨を明示）

・　就業条件等の明示（例　業務内容等）

・　派遣先への通知（例　派遣労働者の氏名等）

・　派遣元管理台帳の作成、記載及び保存

・　派遣労働者に対する必要な助言及び指導の実施

・　派遣労働者から申出を受けた苦情の処理

・　派遣先との連絡調整

・　派遣労働者の個人情報の管理に関すること

・　派遣労働者の教育訓練の実施及び職業生活設計に関する相談の機会の確保に関すること

・　安全衛生に関すること（派遣元事業所において労働者の安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整）

三　許可までのプロセス

㈠　都道府県労働局に申請

申請書類の提出をした際、記載内容の不備や添付書類の不足がある場合は受理されずに後日の再提出を求められることがあります。

切替をスムーズに行うため、労働局等が開催する説明会がある場合は参加し、事前の相談や助言を受けるなど申請前の準備を十分に行っておくとよいでしょう。

㈡　書類審査・現地調査

申請書類の受付後、都道府県労働局で申請書類の審査がなされるとともに、事業所に対し現地の調査が行われます。

派遣元事業主は、個人情報を適切に保管・使用することが求められますので、事業場内の設備については、適正管理が可能となるもの（例　鍵付のキャビネット等）を備え付けておきましょう。

㈢　厚生労働大臣による許可・不許可の決定

都道府県労働局は、申請に対する審査・調査の結果を厚生労働省に送付します。

更に審査内容を精査の上、厚生労働大臣は労働政策審議会に諮問し、労働政策審議会からの答申を踏まえ、申請に対する許可又は不許可が決定されます。

許可の場合は許可証が、不許可の場合は不許可通知書が発行され、当該労働局を通じて申請者に交付されます。

交付された許可証を受領することにより労働者派遣事業を開始することができることとなります。

四　申請を行う時期

冒頭に触れたとおり、特定労働者派遣事業の経過措置は平成三十年九月二十九日までとされています。

都道府県労働局では、平成三十年の許可申請において窓口の混雑が予想されるため早期切替を促す案内が行われています。

また、派遣許可を受けた後は定期的に更新（初回は三年後、その後は五年後）をする必要がありますが、窓口の混雑時期に許可を受けた場合は、その後の更新時期も他社と同時期となり、更新の度に混み合う時期の手続きを余儀なくされることが見込まれます。

期限の間際に申請をし、許可要件を満たしていない事項（事業所要件の不適合や派遣元責任者講習会未受講など）が判明したときは解消する時間がなく、許可を得るまでに空白期間が生じてしまうこともありますので、可能な限り余裕をもって切替手続を進めていきましょう。

労務トラブル事例を学ぶ

近年、労務トラブルが増加傾向にありますが、特に労働時間に関するトラブルが目立ちます。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を厚生労働省が示していますが、仕事の現場に適用するとなかなか複雑で難しいものです。実際に生じた事例で皆様も下記の仮眠時間をめぐる問題を考えて下さい。

（設問）事例を読んで、次の４人の発言のうち誤っているものを全て選びなさい。

事例：Ｘは、ビル管理会社Ｙ社の従業員であり、ビル内の設備点検や巡回監視等の業務に従事している。

Ｘは、毎月数回、午前９時から翌朝同時刻までの24時間勤務に従事し、その間、連続８時間の「仮眠時間」が与えられている。

その仮眠時間中はビルからの外出や飲酒は禁止されており、仮眠室において、電話の応対、警報への対応等が義務付けられていたが、そうした事態が生じない限り、睡眠をとってよいこととされていた…（以下、Ｙ社とＸの主張は省略します）。

(A)　仮眠時間は寝ている時間だから、労働時間に当たることはない。

(B)　仮眠時間帯に実作業に従事した分だけは、労働時間になると思う。

(C)　いや、仮眠時間帯にも電話や警報の対応が義務付けられているから、実作業に従事しなくても、仮眠時間全体が労働時間とみなされる。

(D)　そうだね。でも、仮眠時間は、所定労働時間とは労働の密度が違うから、通常の賃金とは異なる賃金を設定することも許される。

（当事例の設問は「ワークルール検定」より、正解は(A)、(B)）

将棋では、王を他の駒が囲み守りますが、労務の勉強で会社を守りたいものです。

顧客ニーズの把握（調査結果）

中小企業庁の「平成二十七年度小規模企業白書」は「販路開拓」について、次のような調査結果を発表しています。

販路開拓は「顧客ニーズ」の把握がポイントです。

「顧客ニーズを把握」している会社の方が好調傾向です（好調企業九一・九％に対し、不調企業八一・三％）。

これによる効果は好不調の企業ともに「既存顧客との関係強化」が最も高い回答でした。

一方、「新たな顧客獲得（五四・四％に対し三八・九％）」や「既存製品・サービスの改善（五一・九％に対し三九・四％）」「新製品・サービスの開発（三七・〇％に対し二八・七％）」の項目では隔たりがあります。

新規顧客開拓等新たな取組は業績向上に欠かせません。

日本が100人の村だったら

「世界を100人の村として見たら」という本があったと記憶しています。

さて、日本を100人の村と置き換えた場合、働いている人は46人。うち主に仕事をしている人は38人で、家事のほか仕事をしている人が６人。通学の傍ら働いている人が１人いて、休業者が１人います。

よって、働いていない人は54人です。うち、15歳以下が14人。家事をやっている人が12人で、通学している人が５人。完全失業者が２人います。あと高齢者を中心にその他で働いていない人が15人。

それに、労働力状態が不明の人が６人います。

日本を100人の村とすると、あらためて人口の問題や労働力の状態がわかります。

100人のうち働いている人が46人で雇用の７割が中小企業であることを考えますと、中小企業が他の54人の生活を支える重要な役割を担っていることがわかります。